一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター財産管理運用規程

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター定款第７条の規定に基づき、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター（以下「センター」という。）の財産の管理及び運用等に関する基本的事項を定めることにより、この法人の適正な事業運営を図ることを目的とする。

（財産管理責任者）

第２条　会長は、前条に規定する財産の管理及び運用の適正を期するため、理事の中から財産管理責任者を任命し、その管理及び運用に当たらせるものとする。

２　財産管理責任者は、この規程に基づき、当該財産を管理及び運用しなければならない。

（基本財産）

第３条　基本財産は、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議委員会の承認を要する。

２　金融資産としての基本財産の資金運用については、別に定める一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター資金運用要綱（以下「資金運用要綱」という。）によるものとする。

（その他の財産）

第４条　会長及び財産管理責任者は、その他の財産について、この規程に基づき、適正な維持管理、処分及び運用に努めなければならない。

２　金融資産については、常に社会経済情勢を勘案し、有効適切な運用を図るものとする。

３　前項の金融資産に係る資金運用は、別に定める資金運用要綱によるものとする。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

（補則）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター資金運用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター財産管理運用規程（以下、「財産管理運用規程」という。）第３条第２項及び第４条第３項の規定に基づき、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センターの資金の執行方針、運用手続等について定め、資金の適正かつ効率的な運用を図り、もって目的事業の安定的かつ継続的な進展に寄与することを目的とする。

（運用される財産）

第２条　この要綱において運用の対象となる財産は、金融資産とする。

（資金運用責任者）

第３条　資金運用責任者は、会長とする。

２　資金運用執行責任者は、財産管理運用規程第２条第１項に規定する財産管理責任者とする。

３　前２項の理事は、善良な管理者の注意をもって資金の運用に当たるとともに、法令及び一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター定款の定めるところに従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

（基本財産の運用基本方針）

第４条　基本財産については、資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

（その他の資金の運用基本方針）

第５条　その他の資金については、資金の積立目的、運用可能期間等その他の資金の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

（資金の運用事務手続）

第６条　財産管理責任者は、資金の運用に当たっては、庶務係長等に関係金融商品を調査させ、会長の決裁を受けなければならない。

２　運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、前項の規定に準じて事務処理を行わなければならない。

３　運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、資金運用執行責任者は速やかに会長と協議し、適切な措置を講じなければならない。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。